## 県民税配当割 (県税)

上場株式の配当などが支払われる際、県民税配当割が課税されます。

## ◆納 める人

県内に住所を有し、株式会社などから配当等の支払いを受ける人が、その株式会社などを通じて納めます。

### ◆納 める額

支払いを受ける配当等の額の5%(所得税及び復興特別所得税(※)が別にかかります。)

配当等には、上場株式等の配当のほか、特定公社債等(国債、地方債、公募公社債、上場公社債など)の利子、特定口座外の割引債の償還差益、公募証券投資信託の収益の分配に係る配当などが含まれます。

(※) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払いを受ける配当等については、所得税とともに復興特別所得税がかかります。

## ◆申告と納税

株式会社などが、配当等の支払いを行った月の翌月10日までに申告し、納めます。

ただし、源泉徴収選択口座内で受け入れる上場株式の配当などについては、当該口座内の上場株式等の譲渡 損失の金額と損益通算が可能であるため、支払いを受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府 県に、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入することとなります。(この場合の源泉徴収義務者は当該 口座が開設された証券会社などとなります。)

## ◆市町村への交付

県に納入された県民税配当割のうち59.4%に相当する額が、県内の市町村に交付されます。

# 県民税株式等譲渡所得割 (県税)

特定口座内(源泉徴収を選択したものに限ります。)での上場株式等の譲渡益について、県民税株式等譲渡 所得割が課税されます。

### ◆納 める人

県内に住所を有し、証券会社などから上場株式等の譲渡益の支払いを受ける人が、その証券会社などを通じ て納めます。

#### ◆納める額

支払いを受ける上場株式等の譲渡益の額の5%(所得税及び復興特別所得税(※)が別にかかります。)

(※) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払いを受ける上場株式等の譲渡益については、所得税とともに復興特別所得税がかかります。

## ◆申告と納税

証券会社などが、年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年1月10日までに申告し、納めます。

## ◆市町村への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割のうち59.4%に相当する額が、県内の市町村に交付されます。